

## 品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

制定 平成 31 年 3 月 20 日区長決定

要綱第 54 号

改正 令和 3 年 12 月 27 日部長決定

要綱第 346 号

改正 令和 6 年 3 月 27 日部長決定

要綱第 186 号

改正 令和 8 年 1 月 28 日区長決定

要綱第 258 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）が発注する契約に係る適正な履行の確保および労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、契約の相手方に対する労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

### (労働環境の確認を行う契約等)

第 2 条 労働環境の確認を行う契約（以下「対象契約」という。）は、予定価格が 2,000 万円以上 1 億 8,000 万円未満の工事請負契約（単価契約を除く。）とする。ただし、経理課長が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、経理課長が必要があると認めるときは、労働環境の確認を行うものとする。

3 区は、対象契約の締結の際、受注者と次の事項を約定するものとする。

- (1) 第 4 条第 1 項の労働環境チェックシートの提出に関する事項
- (2) 第 4 条第 3 項の調査等に関する事項
- (3) 第 5 条第 2 項の関係資料等の提出に関する事項
- (4) 第 6 条の契約解除および指名停止措置に関する事項

### (労働環境の確認基準)

第 3 条 労働環境の確認は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令を基準とする。

### (労働環境の確認方法)

第 4 条 労働環境の確認は、対象契約の相手方に、労働環境チェックシート（別記様式。以下「チェックシート」という。）の提出を求めるこにより行うも

のとする。

- 2 対象契約の相手方は、対象契約の締結後速やかにチェックシートを提出するものとする。
- 3 区は、チェックシートの内容に疑義がある場合は、必要に応じ、対象契約の相手方の事業所等へ立ち入り、関係書類の調査を行い、または関係者に対し聞き取り調査等を行うものとする。

(改善の指示)

第5条 労働環境の確認の結果、労働環境が不適切であると認められる場合には、区は、対象契約の相手方に対し、労働環境の改善を指示するものとする。

- 2 前項の規定による指示を受けた対象契約の相手方は、労働環境の改善内容その他区が必要と認める関係資料等を書面で区に提出するものとする。

(不適切な労働基準に対する措置)

第6条 対象契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、対象契約の解除、品川区競争入札有資格者指名停止基準（昭和55年10月22日区長決定）に基づく指名停止措置および関係機関への通報を行うことができるものとする。

- (1) チェックシートを提出しない場合またはチェックシートに虚偽の記載があった場合
- (2) 改善の指示を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合
- (3) 前条第2項に規定する書類を提出しない場合

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、企画経営部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日以後に締結する契約から適用する。

この要綱は、令和4年1月1日以後に締結する契約から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日以後に締結する契約から適用する。

この要綱は、令和8年4月1日以後に締結する契約から適用する。

## 労働環境チェックシート（工事請負契約）

品川区では、履行の品質を確保するとともに、公共工事の実施に従事する者の労働環境に配慮し、適正な履行と良好な品質の確保を図るため、対象契約（※）の締結時に請負者に対し、労働環境チェックシートの提出を義務付けています。

※ 予定価格が2,000万円以上1億8,000万円未満の工事請負契約が対象です。

※ 予定価格が1億8,000万円以上の工事請負契約にあっては、本件チェックシートの提出ではなく、品川区公契約条例に基づく報告が必要になります。

契 約 件 名	契約番号
---------	------

報告者（受注者）

所 在 地（住 所）		
名 称		
代表者（役職・氏名）		
担 当 者	連 絡 先	

### 1 最低労働賃金に関する事項

当該契約における工事に主として従事する労働者の最低労働賃金について、別紙に記入してください。

### 2 最低労働賃金を除く労働環境の整備に関する事項

次のいずれかにチェックをお願いします。

- 以下の(1)～(12)の全ての項目について、既に満たしていることを確認しました。
- 改善が必要な項目について、「■改善項目」の欄のとおり確認しました。

労働者等に係る就業規則、雇用契約等に係る状況	(1) 就業規則を適正に作成し、労働基準監督署に届け出ている。 ※常時10人以上の労働者を使用する使用者のみ
	(2) 労働者に対して、就業規則等を周知している。
労働者等に係る安全衛生、安全教育、健康管理	(3) 労働者に対して、労働条件通知書などの書面により、労働基準法に定める労働条件（労働時間、賃金など）を明示している。
	(4) 採用時および毎年定期的に健康診断を実施している。
	(5) 事業場の業種と規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している。（産業医・衛生推進者など）

理等に係る状況	(6) 労働者に対して、雇い入れたときなどに安全教育を実施している。 (建設業などの一部の業種のみ) 新たに職務に就くことになった職長などの指導監督者に対しても、安全教育を実施している。
労働者等の労働時間の管理の状況	(7) 労働時間、休憩、休日、時間外および休日の労働、年次休暇について、適正な運用および管理を行っている。 (8) 時間外労働および休日の労働について、適正に36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ている。※対象外となる場合を除く (9) 法定三帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）を作成し、適正な期間保存している。
労働者等の労働報酬の支払に係る状況	(10) 賃金台帳等から適正な計算により賃金（時間外労働および休日労働などに対する割増賃金を含む。）を支払っている。 (11) 賃金について、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。
労働者等の労働環境に係る法令等の遵守に係る状況	(12) 労働保険および社会保険の加入手続を適正に行っている。

■改善項目

項目番号	理由・改善予定など

【様式別紙】

最低労働賃金単価および対象となる職種（工事請負契約）

	職種	受注形態 (元請・一次等)	最低労働賃金単価（1 日あたり）	施工業者名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

- ・ 職種ごとの最も低い労働賃金単価について記入してください。
- ・ 公共工事設計労務単価で区分される 51 職種について記入してください。
- ・ 雇用形態（日雇い・短期雇用など）は問わず、現場代理人、監理技術者、主任技術者、事務職員、会社役員は含まないで記入してください。
- ・ 最低労働賃金単価は、別添の「記入にあたっての注意事項」を参考に記載してください。